

原規規発第2103302号

令和3年3月30日

国立大学法人京都大学

学長 湊 長博 殿

原子力規制委員会

京都大学複合原子力科学研究所原子炉設置変更（臨界実験装置の変更）について

令和2年12月24日付け20京大施環化第101号（令和3年2月8日付け20京大施環化第125号をもって一部補正）をもって、申請のあった上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第26条第1項及び第76条の規定に基づき、承認します。